

事務所コラム

2016年2月1日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平成28年度税制改正大綱

法人課税編 (No.2-2)

前回に続いて法人課税に関する改正項目です。地方税を中心に主な項目を概観していきます。

●法人事業税の税率改正

資本金の額（出資金の額を含む）1億円超の普通法人については、法人事業税における外形標準課税（付加価値割と資本割の合計）の割合を5/8（現行：3/8）に拡大、これにより、所得を課税標準とする所得割の税率を3.6%（現行：6.0%）に引下げ、一方、付加価値割の税率1.2%（現行：0.72%）及び資本割の税率を0.5%（現行：0.3%）に引上げる、とするものです。

なお、一定の要件を前提に、付加価値額30億円以下の法人、付加価値額30億円超40億円未満の法人については、負担軽減措置が設けられています。

この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となっています。

●地方法人特別税の税率改正

資本金1億円超の普通法人の税率は、414.2%（現行：93.5%）とするもので、この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となっています。

なお、この地方法人特別税は、平成29年4月1日以後に開始する事業年から廃止し、

法人事業税に還元するとなっています。

●法人住民税法人割の税率改正

道府県民税の法人税割は標準税率1.0%（現行：3.2%）、制限税率2.0%（現行：4.2%）に引下げ、また、市町村民税の法人税割も標準税率6.0%（現行：9.7%）、制限税率8.4%（現行：12.1%）に引下げる、とするものです。

この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用となっています。

●地方法人税の税率改正

地方法人税の税率は10.3%（現行：4.4%）に引上げるとするもので、この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となっています。

●地方創生応援税制の創設

企業版ふるさと納税とも呼ばれ、地域再生法の改正を前提に、地方公共団体（三大都市圏等は対象外）が行う、地方創生効果の高い一定の事業（国が認定）に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加えて、寄附金の一定額を①法人事業税及び②法人住民税並びに③法人税（②で控除できなかった額）から税額控除できる、とするものです。



地方が元気になることが一番だね！